障害児(者)生活サポート

問い合わせ先: 障がい者支援課 16.048-736-1131/庄和総合支所 福祉・健康保険担当 16.048-746-9702

心身障がいのある児童及びその家族の必要に応じて、市に登録された団体が心身障がいのある児童に対して一時預かり、派遣による介護、外出援助等のサービスを提供するものです。市がその団体に運営費の一部を補助することにより、利用者の経済的負担を間接的に軽減します。

●対 象:市内に住所を有する、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 の所持者、知的障がいを有すると児童相談所で判定された児童、または医師に より発達に障がいがあると診断された児童及び難病患者等(※世帯の生計中心 者の課税状況により利用料の差額補助があります)

在宅重症心身障害児等の家庭に対するレスパイトケア

問い合わせ先: 障がい者支援課 16048-736-1131/庄和総合支所 福祉・健康保険担当 16048-746-9702

人工呼吸器を使用する等、医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障がい児を介護する 家族の精神的、身体的負担の軽減を図るため、対象児をショートステイ及びデイサービスで 受け入れた施設を支援します。

●対 象:市内に住所を有する在宅の重症心身障がい児

日中一時支援

問い合わせ先: 障がい者支援課 16.048-736-1131/庄和総合支所 福祉・健康保険担当 16.048-746-9702

在宅の心身障がいのある児童を一時的に預かることにより、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練、家族の就労支援や日常的に介護をしている家族の一時的な休息を提供します。

●対 象:市内に住所を有する、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 所持者、知的障がいを有すると児童相談所で判定された児童、または医師 により発達に障がいがあると診断された児童

●利用回数: 聴き取りに応じて回数を決定します。(※原則1か月の利用日数7日上限)

●費用:サービス費用の1割負担(※市民税非課税世帯は自己負担がありません)